

令和7年度 「歩いて楽しいまちなか戦略」推進業務 委託先募集要領

1 委託業務

令和7年度「歩いて楽しいまちなか戦略」推進業務

2 業務の趣旨及び委託業務内容

別紙「仕様書」3～5のとおり

3 応募資格

応募の資格者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 業務の趣旨を十分に理解し、本業務に参加する者であること。
- (2) 京都市契約事務規則第22条1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者であること。
- (3) 参加表明から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 団体又はその代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

4 募集期間

令和7年5月14日（水）午前10時～令和7年5月28日（水）午後5時

5 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額の上限
6,400千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (3) 契約期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託費の支払い
業務終了後の精算払いとする。
- (5) その他
包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

6 応募手続等

応募する者は、次に示すところにより、別紙様式「プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）」及び企画提案書等を持参又は郵送により提出するものとする。

- (1) 担当部局（提出先）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎2階
京都市都市計画局歩くまち京都推進室（担当：永田、武田）
TEL：（075）222－3483 FAX：（075）213－1064
メール：trafficpolicy@city.kyoto.lg.jp

(2) 提出書類及び提出部数

ア 参加表明書（別紙様式） 1部

イ 企画提案書（任意様式） 4部

(ア) 企画提案書は本業務に関する企画提案を行うものとし、様式は特に定めないが、イラストやグラフ等を織り交ぜ、見やすく、理解しやすい資料となるよう留意すること。

(イ) 別紙「仕様書」を十分理解したうえで、7(2)審査基準を参考に作成するものとする。

(ウ) 実施方針（背景、問題意識など）、実施体制、これまでの類似事業の業務実績、及びスケジュールは提案書に必ず記載すること。

(エ) 別紙「仕様書」4に記載の業務のうち、以下については企画案を示すこと。

- ・ タクシー駐停車マナー向上に向けた取組（タクシー利用者に向けた駐停車ルール・マナー周知事業）
- ・ 物流の整序化に向けた取組（アンケート実施方法）
- ・ 四条通エリアマネジメント（まちなかへの車両流入抑制対策、広報の企画・デザイン）

(オ) A4横書き（図表等についてA3を用いる場合は、A4判に折り畳むこと）にまとめること。

ウ 見積書（任意様式） 1部

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

(3) 提出期限

令和7年5月28日（水）午後5時（必着）

(4) 提出場所及び提出方法

上記「6(1)担当部局」へ持参又は郵送すること。

持参の場合は、各日午前9時から午後5時まで。（ただし正午から午後1時及び閉庁日を除く）

(5) 仕様書等に関する質問

ア 質問者

本書及び仕様書について質問できる者は、上記「3応募資格」を満たす者に限る。

イ 質問の受付担当部局

上記「6(1)担当部局」と同じ。

ウ 質問方法

文書（様式自由）により行うものとし、FAX又はメール（ただし電話で到着の確認をすること。）のいずれの方法でも可能とする。

エ 質問の受付期間及び受付時間

令和7年5月19日（月）午後5時まで

オ 回答

質問受付を終了した日から2日以内（閉庁日を含まない。）に京都市都市計画局歩くまち京都推進室ホームページにおいて公開する。なお、本回答は、本業務委託先募集要領と一体のものとして効力を有するものとする。

(6) 注意事項

- ア 応募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- イ 次の事項に該当する場合、失格となる場合がある。失格となった場合は、京都市から通知する。
- (7) 提出期限、提出先等、提出方法に適合しないもの。
 - (4) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - (7) 虚偽の内容が記載されているもの。
- ウ その他
- (7) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
 - (4) 提出された企画提案書は、受託者の選定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、提案内容について今後の参考にすることがある。
 - (7) 提出書類は、受託候補者選定作業に必要な範囲において複製することがある。
 - (5) 提出期限以降の企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
 - (4) 提出書類は返却しない。

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出書類に基づき、「歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、原則、書類審査で選定する。

なお、企画提案内容について説明を求めるため、ヒアリング審査を実施する場合がある。その旨の通知があった場合は、企画提案内容について説明できる者を選定委員会へ出席させること。

(2) 審査基準

以下の項目について審査する（１００点×審査員４人 計４００点満点）。

なお、提案者が１社のみであっても、プロポーザルが成立することとして評価を行い、満点の６割以上の点数を取得した場合は、当該提案者を受託候補者として選定する。

審査項目 ()内は配点	評価の着目点
企画提案内容 (50)	○ 「歩いて楽しいまちなか戦略」の内容やこれまでの取組を十分理解した提案であるか ○ 「歩いて楽しいまちなか戦略」推進会議における運営補助、「タクシー駐停車マナー向上に向けた取組」、「物流の整序化に向けた取組」、「四条通エリアマネジメント」、四条通地下道アート展「Art Under the Shijo」業務について、実施可能であり、それぞれ効果的な手法でかつ訴求効果が見込めるか ○ 強みを活かした提案や工夫を凝らした独自性のある提案が含まれているか
スケジュール (10)	○ 企画から実施におけるスケジュールが具体的で妥当なものか
実施体制 (10)	○ 仕様書に定められた業務を的確かつ迅速に実施するために必要な体制を確保しているか
業務実績 (10)	○ 本業務に類似又は関連する業務の実績があるか

審査項目 ()内は配点	評価の着目点
見積経費 (10)	○ 見積価格を相対的に評価する
所在地 (10)	○ 本店、支店等の所在地が京都市内にあるかどうか

(3) 決定

選定委員会の審査結果を踏まえて、京都市が業務受託候補者を決定する。

(4) 通知

選定結果については、全応募者に対し郵送で通知するとともに京都市都市計画局歩くまち京都推進室ホームページにおいて公開する。

(5) 契約

選定委員会において業務受託候補者に選定された者と、委託見積限度額の範囲で交渉し、協議のうえ契約する。契約内容については、別紙「仕様書」及び業務受託候補者の「企画提案書」を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容を変更する必要がある場合は、協議のうえ内容を決定する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

8 スケジュール（予定）

令和7年5月14日（水）	公募開始
5月28日（水）午後5時	各種提出書類の提出期限
5月29日（木）以降	選定委員会による審査、業務委託候補者の決定・通知
6月上旬	契約締結

9 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に京都市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が生じた場合、その権利はすべて京都市に帰属するものとする。